

暴力団の無い安全で安心なまち高石

高石市暴力団排除条例

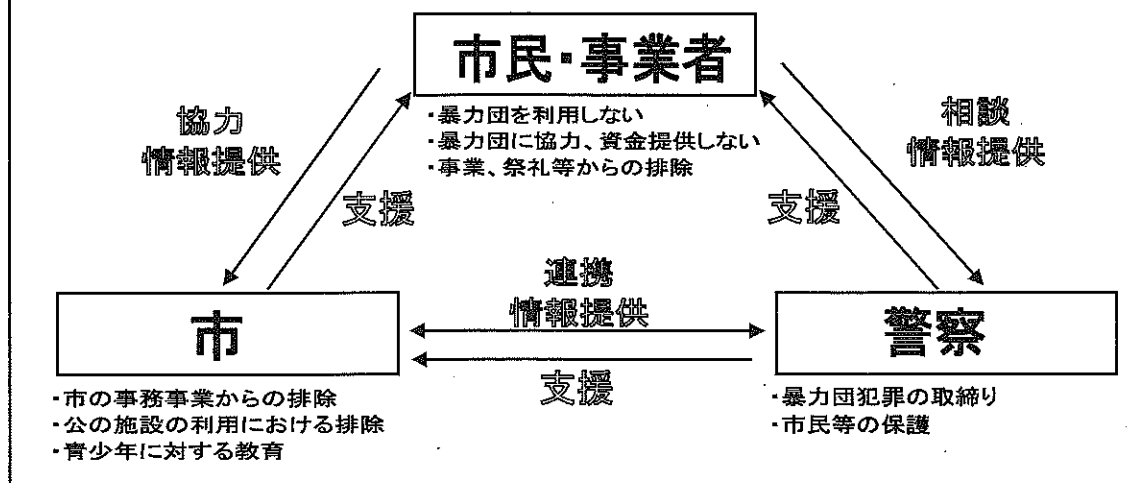
平成24年9月1日施行

条例の基本理念

- 暴力団を「恐れない」
- 暴力団に「資金を提供しない」
- 暴力団を「利用しない」

大阪府暴力団排除条例

高石市暴力団排除条例



高石市・高石警察署・大阪府警察本部

高石市暴力団排除条例の制定内容

総 則

必要性	① 高石市として暴力団排除に取り組む姿勢を明確にするため ② 条例の制定されていない市町村の公共事業等に暴力団が流れてくる可能性 ③ 市民が安全に、安心して暮らせる社会の確保 ④ 社会経済活動の健全な発展
-----	---

基本理念	① 暴力団は市民生活や社会経済活動を脅かす存在であること、社会全体が共通認識として持つ。 ② 暴力団を利用しない・暴力団に協力しない・暴力団と交際しない。 ③ 市・市民・事業者・警察機関・その他関係機関・その他関係団体がお互いに連携協力して暴力団排除を推進する。
------	---

市の責務	① 暴力団排除の施策を総合的に推進する。
市民・事業者の役割	① 自主的かつお互いに連携協力して、暴力団排除活動に取り組むよう努める。 ② 市が実施する暴力団排除に関する施策に協力する。
【努力事務】	③ 暴力団排除に有益な情報を知ったときは、市や警察に情報を提供する。
事業者の役割	① 事業者が行う事業により、暴力団に利益を与えないようにする。

基本施策等

- ① 市は、市の事務または事業から、暴力団を排除する。
- ② 市は、市民・事業者が暴力団排除活動に取り組むよう、情報交換等を行う。
- ③ 市は、暴力団排除の気運が高まるよう、広報・啓発を行う。
- ④ 市は、市の公共施設を暴力団活動に使用させない。(申請を許可しない・許可の取り消し)
- ⑤ 市は、市民・事業者が安心して暴力団排除活動に取り組めるよう警察と緊密に連携する。

暴力団の青少年への悪影響を防止するための措置

- ① 高石市立の小・中学校等において、児童や生徒が暴力団の被害に遭わないよう、また組員にならないための指導・助言等の適切な措置を講ずるよう努める。
- ② 青少年の育成に携わる者は、青少年が暴力団の被害に遭わないことや組員にならないための指導・助言等の適切な措置を講ずるよう努める。

暴力団員に対する利益の供与の禁止等

- ① 市民・事業者等は、債権回収・紛争の解決等に関して、暴力団員等を利用してはならない。
- ② 市民・事業者は、暴力団の威力を利用する目的で暴力団員に金品等を提供してはならない。
- ③ 市民・事業者は、暴力団の活動等に協力する目的で暴力団員に金品等を提供してはならない。

個人情報の提供

- ① 市は、暴力団排除を図るため必要があるときは、警察に照会をかける際に、保有している個人情報を提供する。